

四條畷西中学校同窓会会則

- 第 1 条 本会は四條畷西中学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は本部を四條畷西中学校におく。
- 第 3 条 本会の目的は会員相互の親睦を図り、さらに会員の資質の向上につとめ、
以って母校発展のために協力するにある。
- 第 4 条 本会は正会員と特別会員をもって組織する。(正会員は本校卒業生とし、
特別会員は本校の現旧職員とする)
- 第 5 条 本会には次の役員をおく。
会長 1 名、副会長 1 名、書記 1 名、会計 1 名
役員は運営委員によって選出する。
- 第 6 条 本会を円滑に運営するために運営委員会を設ける。
- 第 7 条 運営委員会は卒業期における各学級から各 2 名(男 1、女 1)を互選し、
適時改選することができる。
- 第 8 条 本会の運営並びに維持のために会員 1 名について卒業時に会費 1,000 円を
拠出する。
- 第 9 条 本会に会計監査員 1 名おく。
- 第 10 条 総会並びに運営委員会会長がこれを招集する。
- 第 11 条 運営委員会は本会のすべての運営に当たる。
- 第 12 条 総会の決議は出席会員の過半数をもって成立する。

補 則

- 1. 運営委員会の主な任務
 - ・ 会則に関するもの
 - ・ 財政に関するもの
 - ・ 年間行事計画に関するもの
- 2. 会費は原則として卒業までに運営委員がこれをまとめて本部の会計に納める。
- 3. 名誉会長を現職校長とし、他に顧問(男 1・女 1) 2 名(現職員)が運営の助言に
あたる。

内 規

- 1. 総会以外の各会合は、連絡費として次の通り補助する。
但し、年 1 回を限度とする。(4 月 1 日より翌 3 月末日まで)
同 期 会 3,000 円
- 2. 会員、特別会員死去の時は櫛一對と香料として、会員 1,000 円、特別会員 2,000 円
を支出する。

【同窓会役員】

会 長	中筋 正人	副会長	北野 泰子	書 記	小山 圭子
会 計	友利 良一	会計監査	山崎 雅稔		